

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

**千葉県公安委員会規則第9号**

**千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び」を「普通自転車等及び」に改める。

第8条第2号中「原動機付自転車（）」を「一般原動機付自転車（）」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。